

第3章 展開する施策

I 施策体系

これまでの成果や自転車を取り巻く状況の変化、国の第2次自転車活用推進計画等を踏まえ、福岡県自転車活用推進計画において長期的視点で実現すべき目標として定めた「自転車を快適に利用できるまちづくり」、「自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進」、「自転車を活用した観光振興と地域の活性化」、「自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進」を基本とし、それぞれの目標を実現するため、具体的な取組を展開する考え方を「施策の方向性」として整理します。



目標1 自転車を快適に利用できるまちづくり

〔施策の方向性〕

- 1 自転車通行空間の整備促進
- 2 自転車通行空間の確保と違法駐車取締り強化
- 3 放置自転車対策の推進
- 4 シェアサイクル等の普及促進



目標2 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

〔施策の方向性〕

- 5 サイクルスポーツの普及促進
- 6 自転車による運動機会の提供



目標3 自転車を活用した観光振興と地域の活性化

〔施策の方向性〕

- 7 サイクルツーリズムの促進
- 8 自転車の活用による地域の魅力発信



目標4 自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進

〔施策の方向性〕

- 9 安全教育と啓発の推進
- 10 安全安心への備えと交通指導取締り
- 11 災害時の自転車活用

Ⅱ 施策の方向性と具体的な取組

長期的視点で実現すべき目標と具体的な取組を展開する考え方を整理した施策の方向性に基づき、具体的な取組を総合的、計画的に展開していきます。

【目標 1】 自転車を快適に利用できるまちづくり



自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代で利用されている身近な乗り物であり、自転車が安全で快適に通行できる道路環境の整備が必要です。

このため、歩行者、自転車、自動車の通行空間が適切に分離された安全で快適な道路整備を進めていくとともに、違法駐車、放置自転車対策等の取組を総合的に進めていきます。

また、買い物、観光、ビジネス等に、いつでも自転車を利用できるシェアサイクル等の普及を進めていきます。

施策の方向性と具体的な取組

1 自転車通行空間の整備促進

自転車は、身近な乗り物として子どもから高齢者まで幅広い世代で多くの県民に利用されています。自転車の安全で快適な通行と交通混雑の緩和を実現するため、交通状況や利用者の多様性、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路環境の整備を進めていきます。

(1) 自転車の利用のための総合的な計画の策定促進

- ① 県は、市町村が、自転車の利用促進を図る路線、自転車と歩行者が錯綜する路線、自転車事故が多い路線等を選定し、交通状況を踏まえた自転車通行空間の整備方法を定める「自転車ネットワーク計画」の策定に取り組むことができるよう研修会の開催や技術的支援を行います。
- ② 県は、市町村が、「自転車ネットワーク計画」を策定することに加え、環境負荷の低減、健康増進や地域活性化といった自転車の活用を更に推進するため、サイクルスポーツやサイクルツーリズムの促進等を定めた「自転車活用推進計画」の策定に取り組むことができるよう支援します。

(2) 自転車通行空間の整備促進

- ① 自転車は道路交通法に定める「車両」であることから、自動車と同様に車道通行が原則

となっていますが、道路幅による制約や通行速度の違いから交通事故が発生するおそれがあります。このような交通事故の発生を防ぐため、県及び市町村等は、自転車の通行空間の整備にあたっては、交通状況や利用者の多様性、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえ、自転車道や自転車専用通行帯等による自動車との通行空間の分離を進めていきます。

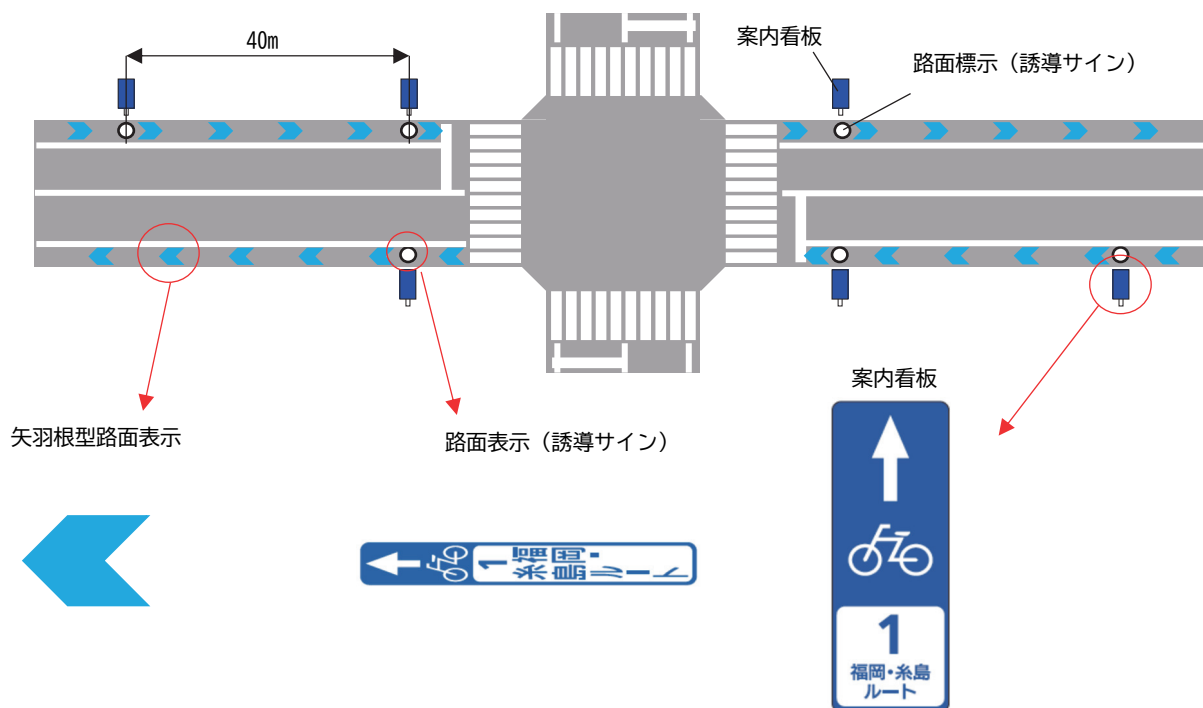
- ② 県及び市町村等は、自転車通行空間を明確にするため、縁石線等の分離工作物、幅員の確保、カラー舗装や矢羽根等による路面表示等を用いて、良好な自転車通行空間を整備します。
- ③ 県及び市町村等は、自動車の交通量が多く、自転車の車道通行が危険な場合等は、交通環境に応じて、自転車の歩道通行が認められていますが、自転車と歩行者が歩道上で混在することにより事故が発生することがないように、既存の広幅員歩道を自転車道と歩道に再配分する等、自転車と歩行者の分離を進めていきます。
- ④ 県及び市町村等は、風光明媚な自然環境に触れることのできる河川敷や海岸線を利用した広域的な自転車通行空間を整備するとともに、利用者の利便性を高めるため、案内看板や距離標等の設置に取り組みます。
- ⑤ 県及び市町村等は、福岡県広域サイクリングルートの安全で快適な走行環境を確保するため、矢羽根型路面表示による安全対策、案内看板や路面表示による案内表示の整備を実施します。

■図表 56 自転車通行空間の整備形態



資料：福岡県

■図表 57 安全対策や案内表示の整備例



※ 現地状況によっては、変更する場合あり

資料：福岡県

2 自転車通行空間の確保と違法駐車取締り強化

誰もが無理なく安全に自転車を利用できる環境を創出するため、路外駐車場や荷捌き用駐車場の整備、無電柱化の推進等、自転車通行空間の確保を進めます。また、違法駐車取締り等、自転車通行の障害を取り除く取組を進めていきます。

（１）自転車通行空間の確保

- ① 県及び市町村等は、安全で快適な自転車通行の妨げとなる違法駐車をなくしていくため、周辺の交通状況や道路状況、物流事業者への聞き取り等を踏まえて、路外駐車場や荷捌き用駐車場の整備を進めていきます。
- ② 県は、自転車専用通行帯等により自転車の通行空間が整備されている交差点においては、より快適な走行を確保するため、交通状況等を踏まえ必要に応じて自転車横断帯の撤去を推進します。
- ③ 県は、自転車の安全で快適な通行空間を確保するため、電線管理者等と協議しながら、無電柱化を推進します。
- ④ 県は、賑わいのある道路空間を構築するため、歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定を検討するとともに、指定に併せた自転車通行空間の整備を進めます。

- ⑤ 県及び市町村等は、バス停留所の設置にあたっては、自転車とバス乗降客との交錯や自転車が停車中のバスを追い越すことによる事故を防止するため、道路環境に応じて、バス乗降場の設置を進めます。

(2) 違法駐車取締り強化

- ① 県は、自転車道や自転車専用通行帯が設置されている道路については、駐車実態に応じて、駐車監視員の活動重点路線に指定するとともに、自転車の通行が多い路線や自転車事故が多いところについても、重点的に違法駐車取締りを行います。

■図表 58 駐車監視員による違法駐車取締り



資料：福岡県警察本部

3 放置自転車対策の推進

放置自転車は、歩行者はもとより、交通渋滞や事故の原因、障がいのある人や緊急車両の通行の妨げとなります。このため、放置自転車をなくすための広報啓発や駐輪場の整備を促進します。

(1) 放置自転車をなくす広報啓発

- ① 県及び市町村は、通学に自転車を利用する機会が多い高校生、大学生に対して、駐輪場を利用するよう教育啓発を行います。
- ② 県は、自転車通勤者に対して、交通安全県民運動や各種講習会において、駐輪場を利用するよう広報啓発を行います。
- ③ 県は、在留外国人や国外からの観光客に対して、ホームページ等で自転車を放置しないよう広報啓発を行うとともに、日本の自転車交通ルールを周知します。

■図表 59 高校生、大学生への教育啓発



資料：福岡県警察本部

■図表 60 啓発リーフレット



資料：福岡県

(2) 駐輪場の整備促進

- ① 県は、市町村が、自転車利用者の利便性向上、放置自転車による通行妨害の解消等のため、駐輪場の整備に取り組むことができるよう支援します。
- ② 県及び市町村は、鉄道事業者に対して、地方公共団体が鉄道駅周辺に駐輪場を設置する場合には、鉄道用地の譲渡、貸付け等、必要な協力を求めています。

4 シェアサイクル等の普及促進

買い物、観光、ビジネス等の移動手段として利用できるシェアサイクルやレンタサイクルの更なる普及を図っていくため、駐輪場やシェアサイクルポートの確保、利用促進のための情報発信を行います。シェアサイクルの普及は、複数の移動サービスを最適に組み合わせ一括して提供するMaaS (Mobility as a Service) の推進にもつながるものです。また、地球温暖化対策の観点から、自転車の利用促進の広報・啓発に取り組めます。

- ① 県は、シェアサイクルの普及に取り組む市町村とシェアサイクル事業者等との連携を促進します。
- ② 県及び市町村は、駐輪場やシェアサイクルポートの公共施設等における整備や、民有地への設置を促進するとともに、シェアサイクル等に関する情報を広く発信します。
- ③ 県は、自動車の利用から自転車の利用への転換が地球温暖化対策に有効であることから、地球温暖化防止活動推進センターによる情報誌やホームページ等を活用し、自転車の利用促進のための広報・啓発に取り組めます。

■図表 61 県内でのシェアサイクル導入例



資料：福岡県



資料：北九州市

【目標2】 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進



幅広い世代が気軽に利用できる自転車を活用して、スポーツ活動と健康づくりを推進するため、サイクルスポーツの普及や、子ども、高齢者、障がいのある人等、誰もが自転車を楽しむことができる機会の提供を進めていきます。

施策の方向性と具体的な取組

5 サイクルスポーツの普及促進

県民の体力向上や生きがいづくりに自転車を活用するため、自転車の魅力やサイクルスポーツを体験する機会を提供していきます。

- ① 県は、世界のトップレベルの選手が出場する国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州」を通じて、サイクルスポーツの魅力を発信するとともに、地域の活性化を図ります。
- ② 県及び市町村等は、幅広い層が参加できるよう、サイクリングやロードレース、自転車の祭典等、様々な自転車イベントの開催を促進し、地域の魅力発信やサイクルスポーツの普及、自転車の利用促進等に取り組めます。
- ③ 県は、近年、オリンピック競技大会の正式競技になった BMX 等、今後、競技人口の拡大が予想される自転車競技の魅力を紹介し、サイクルスポーツの振興を図ります。
- ④ 県及び市町村等は、2人以上で乗ることができるタンデム自転車、マウンテンバイク※、手でこぐハンドサイクル等、様々な自転車の展示や試乗等を通じて、子ども、高齢者、障がいのある人等、誰もが自転車の魅力に触れる機会を提供します。

※ マウンテンバイク：山道や荒れた路面、砂利道等の未舗装路等の走行を得意とする自転車

■図表 62 自転車イベント（あさくらサイクルフェスティバル）



資料：福岡県

■図表 63 BMX 競技



※BMX：起伏のあるコースで速さを競うレースや
技の難易度を競う自転車競技

資料：八女市

■図表 64 タンデム自転車



資料：福岡県

6 自転車による運動機会の提供

日常生活における運動機会の提供や、自転車に関するイベントへの参加促進等、自転車を活用した健康づくりを推進します。

- ① 県及び市町村は、健康的で環境にやさしい自転車通勤の推進に取り組み、日常生活における運動機会を提供します。
- ② 県は、自転車を活用した健康づくりを推進するため、自転車による運動の記録や自転車イベントへの参加を「ふくおか健康ポイントアプリ」のポイント付与の対象にします。
- ③ 県及び市町村等は、幅広い層が参加できるよう、サイクリングやロードレース、自転車の祭典等、様々な自転車イベントの開催を促進し、地域の魅力発信やサイクルスポーツの普及、自転車の利用促進等に取り組めます。（再掲）
- ④ 県及び市町村等は、2人以上で乗ることができるタンデム自転車、マウンテンバイク、手でこぐハンドサイクル等、様々な自転車の展示や試乗等を通じて、子ども、高齢者、障がいのある人等、誰もが自転車の魅力に触れる機会を提供します。（再掲）
- ⑤ 県は、ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトにおいて自転車イベント情報等を発信し、自転車による運動のきっかけを提供します。

■図表 65 自転車通勤の様子



自転車通勤 PR 動画（自転車通勤いかがですか？ 『楽しい自転車通勤ライフ～あるサラリーマンの自転車通勤への挑戦～』）

資料：福岡県

■図表 66 ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト



資料：福岡県

【目標3】 自転車を活用した観光振興と地域の活性化



国内外からの旅行者に対する新たな体験型観光として、サイクリングと観光を組み合わせた「サイクルツーリズム」を推進するため、サイクリング環境を充実させるとともに、地域の魅力を国内外に広く発信し、自転車を活用した観光振興と地域の活性化を図ります。

施策の方向性と具体的な取組

7 サイクルツーリズムの促進

福岡県広域サイクリングルート等の受入環境の整備や、その周辺の観光資源情報の発信等を行うとともに、九州・山口が一体となったサイクルツーリズムを推進し、国内外のサイクリストや観光客の誘客を図ります。

- ① 県は、道の駅、コンビニエンスストア、飲食店、自転車販売店等の協力のもと、気軽に休憩や自転車のメンテナンスを行うことができる「福岡サイクルステーション」の県内各地への整備を促進します。
- ② 県は、客室内等に自転車保管場所を備え、サイクリストが快適に宿泊できる「サイクリストに優しい宿」の県内各地への整備を促進します。
- ③ 県は、道の駅、鉄道駅、空港等に、サイクリストに必要なレンタサイクルや着替え場所等を備えたサイクリング拠点（ゲートウェイ）の整備を促進します。
- ④ 県及び市町村等は、福岡県広域サイクリングルートの安全で快適な走行環境を確保するため、矢羽根型路面表示による安全対策、案内看板や路面表示による案内表示の整備を実施します。（再掲）
- ⑤ 県及び市町村等は、風光明媚な自然環境に触れることのできる河川敷や海岸線を利用した広域的な自転車通行空間を整備するとともに、利用者の利便性を高めるため、案内看板や距離標等の設置に取り組みます。（再掲）
- ⑥ 国、県、市町村、観光協会、民間事業者等で組織される「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」において、サイクルツーリズムに関して各地域が抱える課題を抽出し、課題解決に向けた協議を行います。

- ⑦ 県は、福岡県観光連盟と連携し、福岡県広域サイクリングルートや周辺の観光資源について効果的な情報発信等を行うとともに、民間企業等による旅行商品の造成を促進します。
- ⑧ 県は、九州・山口各県及び経済界と連携し、九州・山口広域推奨ルートの一つである「九州・沖縄・山口一周ルート」のナショナルサイクルルート※の指定に向けた取組を推進します。
- ⑨ 県は、九州・山口各県及び経済界と連携し、九州・山口へのサイクルツーリズムによる誘客促進を目的とした周遊型旅行商品「ディスカバー九州」の取組を推進します。

※ ナショナルサイクルルート：日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図るため、令和元年に創設された国による指定制度。令和3年度までに全6ルートが指定されている。

■図表 67 福岡県広域サイクリングルート



※2021年12月末時点

ルート長

① 福岡・糸島ルート	約 83km	⑥ 豊前・東峰ルート	約 61km
② 直方・宗像・志賀島ルート	約 87km	⑦ あさくら・大刀洗周遊ルート	約 85km
③ 北九州（門司）・芦屋ルート	約 44km	⑧ 久留米・うきは周遊ルート	約 72km
④ 北九州（門司）・京築ルート	約 92km	⑨ 筑後周遊ルート	約 55km
⑤ 筑豊周遊ルート	約 110km	⑩ 那珂川・大牟田ルート	約 86km

資料：福岡県

■図表 68 福岡県サイクルツーリズム推進協議会

【福岡県サイクルツーリズム推進協議会】



■目的

広域サイクリングルートを設定し、県内市町村及び関係団体等が連携・協力し、安全・快適なサイクリング環境を整備するとともに、国内外にサイクリングを活用した地域の魅力を発信することにより、サイクルツーリズムを推進し、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

■設立

2018（平成 30）年 5 月

■協議会構成機関

県、県警本部、県内市町村、観光連盟、観光協会等、国道事務所（福岡・北九州）、専門家（アドバイザー、サイクリスト）

■取組の概要

○福岡県サイクルツーリズム推進協議会の開催

・サイクルツーリズムに関して各地域が抱える課題を抽出し、課題解決に向けた協議を実施。

○福岡県広域サイクリングルートの設定

・市町村、観光協会等が作成した原案を元に、県、市町村、サイクリスト等がモニターライドを実施し、10 ルートを設定。

○情報発信

・専用ウェブサイト「CYCLE & TRAIL FUKUOKA」、SNS（Instagram、Facebook）による情報発信を行うための情報収集

・SNS の活用等による情報発信の充実、強化

資料：福岡県

■図表 69 「サイクリストに優しい宿」



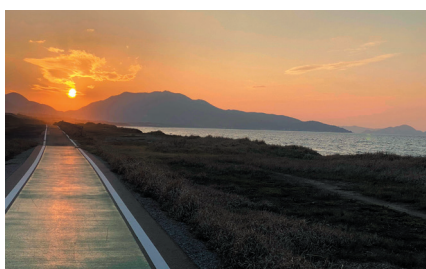
■図表 70 「福岡サイクルステーション」



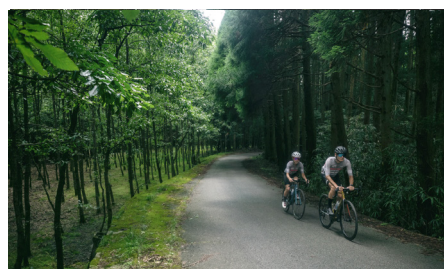
資料：福岡県

- ② 県及び市町村等は、幅広い層が参加できるよう、サイクリングやロードレース、自転車の祭典等、様々な自転車イベントの開催を促進し、地域の魅力発信やサイクルスポーツの普及、自転車の利用促進等に取り組みます。(再掲)
- ③ 県は、世界のトップレベルの選手が出場する国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州」を通じて、サイクルスポーツの魅力を発信するとともに、地域の活性化を図ります。(再掲)
- ④ 県は、道の駅、コンビニエンスストア、飲食店、自転車販売店等の協力のもと、気軽に休憩や自転車のメンテナンスを行うことができる「福岡サイクルステーション」の県内各地への整備を促進します。(再掲)
- ⑤ 県は、福岡県観光連盟と連携し、福岡県広域サイクリングルートや周辺の観光資源について効果的な情報発信等を行うとともに、民間企業等による旅行商品の造成を促進します。(再掲)

■図表 73 自転車で巡る地域の魅力



遠賀宗像サイクリングロード（岡垣町）



東峰村の里山（東峰村）



今川サイクリングロード（行橋市）



志賀島へ至る道（福岡市）

資料：福岡県

【目標4】 自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進



本県は、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を制定し、自転車の安全で適正な利用を総合的かつ計画的に促進しています。

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用し、外国人の利用も多く、更には通勤、配達といった様々な用途で利用されていることから、年齢別、対象別に安全教育・啓発を行う等、自転車事故をなくすため、自転車の安全教育・啓発を更に充実していきます。

また、自転車保険への加入の徹底等、安心して自転車を利用できる環境づくりを進めるとともに、自転車の安全運転に関する交通指導取締りを実施します。

施策の方向性と具体的な取組

9 安全教育と啓発の推進

子どもから高齢者まで世代に応じた自転車の安全教育を実施するとともに、外国人や自転車配達員を含めて、広く県民に自転車の交通ルールの啓発を行います。また、安全教育や啓発を担う指導者を育成します。

(1) 安全教育

- ① 県は、幼児や児童を持つ保護者、小学生、中学生、高齢者等、自転車を利用する幅広い世代に対して、自転車の正しい乗り方や自転車の点検整備等、自転車の安全教育に取り組みます。
- ② 県は、通学に自転車を利用する生徒が多い中学校、高等学校において、実技講習や安全講習等、自転車の安全利用に対する意識を高める取組を推進します。
- ③ 県は、実技指導や自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の自転車教室を開催する等、効果的な自転車安全教育を推進します。
- ④ 県は、学校の教職員、市町村担当者、交通指導員等に対して、安全教育の実施方法に関する講習会を行い、指導者の育成を進めます。
- ⑤ 県は、自動車の運転者に対して、企業、各種団体等に対する交通安全教育の場等、あらゆる機会を通じて、自転車の安全確保に関する交通安全教育を推進します。

- ⑥ 県は、自転車配達員等の自転車利用者に対して、講習会等のあらゆる機会を通じて、自転車の交通ルールやマナーに関する交通安全教育を推進します。

■図表 74 小学生への安全教育



資料：福岡県警察本部

■図表 75 自転車配達員への交通安全教育

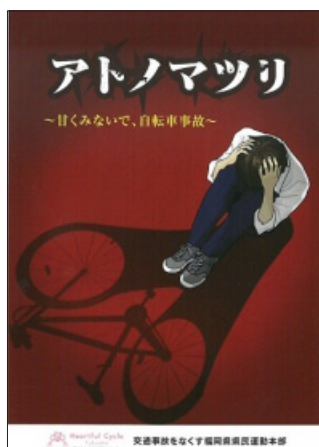


資料：福岡県警察本部

(2) 啓発

- ① 県は、幼児や児童を持つ保護者、小学生、中学生、高齢者等、自転車を利用する幅広い世代に対して、自転車の正しい乗り方やヘルメット着用等の自転車の安全利用について、ホームページやパンフレット、ポスター等で広く周知します。
- ② 県は、在留外国人や国外からの観光客に対して、ホームページやパンフレット等で、多言語による自転車安全利用に関する周知を行います。
- ③ 県は、運転免許証を自主返納した高齢者に対して、自転車の安全利用や自転車条例の内容に関する啓発を行います。
- ④ 県は、自転車を利用する幅広い世代に対して、傘やスマートフォン、携帯電話を使用しながら自転車を利用する「ながら運転」が道路交通法において交通違反とされており、危険であることから、行わないよう周知します。
- ⑤ 県は、自転車配達員等の自転車利用者や自転車を利用させる事業者に対して、自転車安全利用に関する啓発を行います。
- ⑥ 県は、自転車販売店に対して、車道通行の原則、車道の左側通行、ヘルメット着用等の自転車の交通ルールを、自転車の販売、修理等の機会を通じて、周知していただくよう協力を求めています。

■図表 76 啓発リーフレット（アトノマツリ）



資料：福岡県

■図表 78 街頭での啓発



資料：福岡県警察本部

■図表 77 啓発チラシ



資料：福岡県警察本部

10 安全安心への備えと交通指導取締り

自転車事故を未然に防ぐため、日常の点検整備の重要性について啓発するとともに、万一、事故を起こした場合に備えた自転車保険への加入を徹底します。また、自転車の安全運転に関する交通指導取締りを実施します。

（1）安全安心への備え

- ① 県は、交通安全県民運動、小学生、中学生、高校生等に対する安全教育の機会を通じて、ブレーキ、前照灯、タイヤ等の点検整備の重要性について啓発を行います。
- ② 県は、中学生、高校生、大学生等の若年層に対して、自転車事故の加害者となった場合の刑事訴追、損害賠償責任といった具体的なリスクを周知することで、自転車保険への加入を徹底するとともに、点検整備の重要性についても啓発を行います。
- ③ 県は、ホームページ、インターネット広告等、様々な媒体を通じて、自転車保険への加入義務化を周知することにより、自転車保険への加入の徹底を図ります。

- ④ 県は、自転車販売店に対し、自転車保険への加入に関する情報を、自転車の販売、修理等の機会を通じて、提供していただくよう協力を求めています。

(2) 交通指導取締り

- ① 県は、自転車の通行量や事故が多い自転車指導啓発重点地区・路線については、自転車の安全運転に関する交通指導取締りを重点的に行います。
- ② 県は、毎月8のつく日を「自転車一斉街頭指導日」と指定し、自転車通行量が多い場所での啓発活動に取り組むとともに、その中から1日を「県下一斉自転車指導取締り日」に指定し、効果的な交通指導取締りを推進します。
- ③ 県は、悪質・危険な違反に重点を置いた自転車運転者に対する交通指導取締りを推進します。

■図表 79 自転車保険加入の啓発



資料：福岡県

■図表 80 自転車運転者に対する交通指導取締り



資料：福岡県警察本部

11 災害時の自転車活用

災害時における自転車の活用を推進することにより、危機管理体制を強化し、地域の安全安心の向上を図ります。

- ① 県は、災害時の渋滞や停電等による交通リスクを考慮し、災害対応における職員等の移動手段として自転車の活用を検討するとともに、住民に対して、災害時の帰宅困難対策等として自転車利用の有効性について啓発します。

第4章 施策の推進方策

I 市町村との連携

「第2次福岡県自転車活用推進計画」の推進にあたっては、地域によって異なる自転車の通行環境等の現状を踏まえたうえで、住民に最も身近な基礎自治体である市町村としっかり連携を図ることが重要です。

本計画に掲げる諸施策についても、地域の実情に応じた効果的な自転車の活用を推進するため、市町村と連携を図りながら取り組んでいきます。

II 関係機関との連携

自転車の活用推進により期待されるCO₂の削減、健康増進、観光振興といった効果を広く県内に取り込んでいくため、行政機関のみならず、環境、健康、教育、スポーツ、観光、交通といった様々な分野の事業者、関係団体等と連携のうえ、地域の実情に応じた自転車活用施策を推進していきます。

また、自転車を活用した地域活性化の取組を九州・山口を挙げて推進することで、さらなる九州・山口への人流の活性化や経済効果を図っていくため、「九州地域戦略会議」等、九州・山口各県の経済界や行政機関等で構成される組織を十分活用し、国をはじめとする行政機関とも連携しながら、九州・山口が一体となった自転車活用施策の推進に取り組んでいきます。

III 成果の検証と新たな施策の検討

県内の交通関係事業者、有識者、行政機関等で構成する「福岡県交通対策協議会」において、本計画に掲げた取組の進捗状況や成果を検証し、必要に応じて、新たな取組や指標の検討を行うといったPDCAサイクルにより、実効性を高めていきます。

指標

【目標１】 自転車を快適に利用できるまちづくり

	指 標	当初値 (令和２年度)	目標値 (令和８年度)
1	自転車ネットワーク計画の策定市町村数	9市町村 (累計)	20市町村 (累計)
2	福岡県広域サイクリングルート（県管轄区間）における走行空間整備率※	0%	100% (5ルート)
3	福岡県広域サイクリングルート（県管轄区間）における案内表示整備率	0%	100% (5ルート)

※走行空間整備とは、自転車通行空間の整備形態である、自転車道、自転車専用通行帯、矢羽根による路面表示の何れかの整備を行ったもの

【目標２】 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

	指 標	当初値 (令和２年度)	目標値 (令和８年度)
1	県や市町村等が行う自転車の魅力を体験する機会の提供回数（イベント開催数）	4回	85回 (5年間累計)

【目標３】 自転車を活用した観光振興と地域の活性化

	指 標	当初値 (令和２年度)	目標値 (令和８年度)
1	サイクリストに優しい宿登録施設数	4件 (累計)	60件 (累計)
2	サイクリング拠点「ゲートウェイ」の登録施設数	0箇所	4箇所 (累計)

【目標４】 自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進

	指 標	当初値 (令和３年)	目標値 (令和８年)
1	自転車関連事故の発生件数	3,270件	2,200件以下

参考資料

I SDGs の取組

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」の中で掲げられており、2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成されています。

SDGs を推進していくことは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に寄与するものであり、自転車の活用に関する施策においても、「目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」や「目標 11. 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する」等の SDGs の視点を踏まえて推進していきます。

※ アジェンダ: 行動計画

■図表 81 SDGs (持続可能な開発目標) の 17 の目標



Ⅱ 策定経過

1 福岡県交通対策協議会

2021(令和3)年4月30日	自転車活用推進計画検討委員会の委員及び委員長の選任について
2021(令和3)年8月18日	これまでの成果と自転車を取り巻く状況の変化について 第2次福岡県自転車活用推進計画の施策体系について
2021(令和3)年11月16日	第2次福岡県自転車活用推進計画の素案について
2022(令和4)年1月13日	第2次福岡県自転車活用推進計画の原案について

2 福岡県交通対策協議会自転車活用推進計画検討委員会

2021(令和3)年7月27日	これまでの成果と自転車を取り巻く状況の変化について 第2次福岡県自転車活用推進計画の施策体系について
2021(令和3)年10月12日	第2次福岡県自転車活用推進計画の素案について
2021(令和3)年12月24日	第2次福岡県自転車活用推進計画の原案について

3 福岡県自転車政策検討会議

2021(令和3)年5月12日	第2次福岡県自転車活用推進計画の策定について
2021(令和3)年7月9日	これまでの成果と自転車を取り巻く状況の変化について 第2次福岡県自転車活用推進計画の施策体系について
2021(令和3)年9月29日	第2次福岡県自転車活用推進計画の素案について

4 福岡県議会総務企画地域振興委員会

2021(令和3)年9月27日	第2次福岡県自転車活用推進計画の策定について
2021(令和3)年12月14日	第2次福岡県自転車活用推進計画の素案について
2022(令和4)年1月11日	第2次福岡県自転車活用推進計画の原案について

5 福岡県議会空港・交通インフラ調査特別委員会

2021(令和3)年8月19日	第2次福岡県自転車活用推進計画の策定について
2021(令和3)年11月25日	第2次福岡県自転車活用推進計画の素案について
2022(令和4)年1月20日	第2次福岡県自転車活用推進計画の原案について

6 意見募集等

2021(令和3)年8～10月	福岡県自転車利用に関するアンケート調査
2021(令和3)年11～12月	素案に対する意見募集（パブリックコメント）

Ⅲ 策定体制

1 福岡県交通対策協議会委員

(◎・・・会長 敬称略)

	氏 名	役 職 名		氏 名	役 職 名
学識経験者	稲永 健太郎	九州産業大学 理工学部 教授	北九州市・福岡市・市町村長 関係行政機関及び 労働団体 運輸事業法人の役職員・	脇野 正博	国土交通省 九州運輸局 交通政策部長
	大枝 良直	九州大学 大学院工学研究院 准教授		富山 英範	国土交通省 九州地方整備局 道路部長
	辰 巳 浩	福岡大学 工学部 教授		杵田 博子	国土交通省大阪航空局 福岡空港事務所 広域空港管理官
	長 聡 子	西日本工業大学 デザイン学部 准教授		小久井 信行	福岡県警察本部 交通部長
	◎塚原 健一	九州大学 大学院工学研究院 教授		関 好 孝	福岡県市長会監事(大牟田市長)
	濱崎 裕子	久留米大学 人間健康学部 教授		中山 哲志	福岡県町村会理事(大刀洗町長)
	松吉 ゆかり	(株)福岡放送 報道部 副部長		橋口 基	北九州市 建築都市局長
県議会議員	加地 邦雄	福岡県議会議員		西野 仁	福岡市 住宅都市局長
	長 裕 海	福岡県議会議員		堀江 秀理	九州旅客鉄道(株) 総合企画本部 経営企画部 担当部長
	吉松 源昭	福岡県議会議員		清水 信彦	西日本鉄道(株) まちづくり・交通・観光推進部長
	平井 一三	福岡県議会議員		久保山 太一	堀川バス(株) 代表取締役社長
	中牟田 伸二	福岡県議会議員		眞鍋 博俊	(公社)福岡県トラック協会 会長
	守谷 正人	福岡県議会議員		中井 眞紀	(一社)福岡県タクシー協会 会長
	原田 博史	福岡県議会議員		山本 義美	西日本鉄道労働組合 自動車対策部長
	栗原 悠次	福岡県議会議員		高田 章男	全日本運輸産業労働組合 福岡県連合会 書記長
	高橋 雅成	福岡県議会議員		犬塚 恵	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 執行委員

2 福岡県交通対策協議会

自転車活用推進計画検討委員会

(◎・・・委員長 敬称略)

氏 名	役 職 名
岩崎 正史	(株)ジラボ 代表取締役
大方 優子	九州産業大学 地域共創学部 教授
絹 代	サイクルライフナビゲーター
志堂寺 和則	九州大学 大学院システム情報科学研究院 教授
◎辰巳 浩	福岡大学 工学部 教授
濱田 千夏	NP0 法人 I-D0 理事
山田 大五郎	(株)Bike is Life 代表取締役

3 福岡県自転車政策検討会議

(◎・・・座長)

部 名	役 職 名
◎企画・地域振興部次長	
総務部 防災危機管理局	防災企画課長
企画・地域振興部	広域地域振興課長
	交通政策課長
国際局	国際政策課長
人づくり・県民生活部	生活安全課長
	スポーツ企画課長
	スポーツ振興課長
保健医療介護部	健康増進課長
福祉労働部	障がい福祉課長
環境部	環境保全課長
商工部 観光局	観光政策課長
県土整備部	道路維持課長
	道路建設課長
建築都市部	都市計画課長
	公園街路課長
教育庁 教育振興部	義務教育課長
県警本部 交通部	交通企画課長
	交通規制課長



第2次福岡県自転車活用推進計画

発行日／令和4年3月

編集／福岡県企画・地域振興部交通政策課

福岡県 企画・地域振興部 交通政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3084 FAX 092-643-3227

E-mail kousei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類番号 OA	所属コード 4200600
登録年度 03	登録番号 0005